

議案第 72 号

東郷町公用物管理条例の一部改正について

東郷町公用物管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額等を見直す必要があるからである。

## 東郷町公用物管理条例の一部を改正する条例

東郷町公用物管理条例（平成14年東郷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用物件の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	990
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	880
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	88
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	860
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	740
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,200

	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 800
法第32条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が 0. 07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	37
	外径が 0. 07 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	53
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	79
	外径が 0. 15 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	110
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	160
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	210
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	370
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	530
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1, 100

法第32条第1項 第3号に掲げる施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年に	5
			その他もの	つき	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本	1年につき	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	880	
		地下に設けるもの		530	
	その他のもの			1,800	
法第32条第1項 第4号に掲げる施設			使用面積1平方メートル1年につき	1,800	
法第32条第1項 第5号に	地下街及び地下室	階数が1のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2の	使用面積1平方メートル	Aに0.006を乗じ	

掲げる施設	もの	ル 1 年につき	て得た額	
	階数が 3 以上 上のもの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	A に 0. 007 を乗じ て得た額	
	上空に設ける通路	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	1, 100	
	地下に設ける通路	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	660	
	その他のもの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	1, 800	
法第 32 条第 1 項 第 6 号に 掲げる施設	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	使用面積 1 平方メート ル 1 日につき	22	
	その他のもの	使用面積 1 平方メート ル 1 月につき	220	
令第 7 条第 1 号に 掲げる物 件	看板 (アーチであるも のを除く。) )	一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メート ル 1 月につき	220
	の	その他のも の	表示面積 1 平方メート ル 1 年につき	2, 200
	標識		1 本 1 年につき	1, 400
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1 本 1 日につき	22
		その他のも の	1 本 1 月につき	220
幕 (令第 7 条第 4 号に	祭礼、縁日 その他の催	その面積 1 平方メート ル 1 日につき	22	

掲げる工事 用施設であ るものを除 く。)	しに際し、 一時的に設 けるもの		
	その他のも の	その面積 1 平方メート ル 1 月につき	220
アーチ	車道を横断 するもの	1 基 1 月につき	2, 200
	その他のも の	1 基 1 月につき	1, 100
令第 7 条 第 2 号に 掲げる工 作物		使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	1, 800
令第 7 条 第 3 号に 掲げる施 設		使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	Aに 0. 031 を乗じ て得た額
令第 7 条 第 4 号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第 5 号に 掲げる工 事用材料		使用面積 1 平方メート ル 1 月につき	220
令第 7 条 第 6 号に 掲げる仮		使用面積 1 平方メート ル 1 月につき	180

設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設			
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架 の道路の路面下（当該 路面下の地下を除く。 ）に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.009を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.017を乗じ て得た額
	地下（トン ネルの上の もの）に設 けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.004を乗じ て得た額
	地下を除く 。）に設け るもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.006を乗じ て得た額
	階数が3以 上のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.007を乗じ て得た額
	その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.025を乗じ て得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.012を乗じ て得た額
	その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.009を乗じ て得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐	建築物	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.022を乗じ て得た額
	その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.009を乗じ て得た額

車場			
令第 7 条 第 11 号 に掲げる もの	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るるもの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	A に 0. 012 を乗じ て得た額
応急仮設 建築物	上空に設けるもの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	A に 0. 022 を乗じ て得た額
	その他のもの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	A に 0. 031 を乗じ て得た額
令第 7 条 第 12 号 に掲げる 器具		使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	A に 0. 025 を乗じ て得た額
令第 7 条 第 13 号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動 車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下 に設けるもの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	A に 0. 012 を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	A に 0. 022 を乗じ て得た額
	その他のもの	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	A に 0. 031 を乗じ て得た額
令第 7 条 第 15 号 に掲げる 施設		使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	A に 0. 031 を乗じ て得た額

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額等を見直す必要があるからである。

### 2 改正内容

東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額等を次のように改めるこ  
と。（別表関係）

使用物件 の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)	
			改正後	改正前
法 第 3 2 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作物	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	9 9 0	9 5 0
	第 2 種電柱	1 本 1 年につき	1, 5 0 0	1, 5 0 0
	第 3 種電柱	1 本 1 年につき	2, 0 0 0	2, 0 0 0
	第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	8 8 0	8 5 0
	第 2 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 4 0 0	1, 4 0 0
	第 3 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 9 0 0	1, 9 0 0
	その他の柱類	1 本 1 年につき	8 8	8 5
	共架電線 その他 上 空に設ける線類	長さ 1 メートル 1 年に つき	9	9
	地下に設ける電線 その他の線類	長さ 1 メートル 1 年に つき	5	5
	路上に設ける変圧 器	1 個 1 年につき	8 6 0	8 3 0
変圧塔 その他 これ に類するもの及び 公衆電話所	地下に設ける変圧 器	使用面積 1 平方メート ル 1 年につき	5 3 0	5 1 0
	変圧塔 その他 これ に類するもの及び 公衆電話所	1 個 1 年につき	1, 8 0 0	1, 7 0 0

	郵便差出箱及び信 書便差出箱	1個1年につき	740	720
	広告塔	表示面積1平方メート ル1年につき	2,200	2,400
	その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	1,800	1,700
法第32 条第1項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	37	36
第2号に 掲げる物 件	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のも の	長さ1メートル1年に つき	53	51
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のも の	長さ1メートル1年に つき	79	77
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のも の	長さ1メートル1年に つき	110	100
	外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	160	150
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	210	200
	外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの	長さ1メートル1年に つき	370	360

		一トル未満のもの			
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年に	530	510
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年に	1,100	1,000
法第32条第1項 第3号に掲げる施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	法第2条第5号に規定する補助装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年に	5
			長さ1メートル1年に	18	17
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	880	850

		地下に設 けるもの		5 3 0	5 1 0
	その他もの			1 , 8 0 0	1 , 7 0 0
法第32 条第1項 第4号に 掲げる施 設		使用面積1平方メート ル1年につき		1 , 8 0 0	1 , 7 0 0
法第32 条第1項 第5号に 掲げる施 設	地下街 及び地 下室	階数が1の もの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 0.4を乗じ て得た額	Aに0.0 0.5を乗じ て得た額
		階数が2の もの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 0.6を乗じ て得た額	Aに0.0 0.8を乗じ て得た額
		階数が3以 上のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 0.7を乗じ て得た額	Aに0.0 1を乗じて 得た額
	上空に設ける通路		使用面積1平方メート ル1年につき	1 , 1 0 0	1 , 2 0 0
	地下に設ける通路		使用面積1平方メート ル1年につき	6 6 0	7 1 0
	その他もの		使用面積1平方メート ル1年につき	1 , 8 0 0	1 , 7 0 0
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの		使用面積1平方メート ル1日につき	2 2	2 4
	その他もの		使用面積1平方メート ル1月につき	2 2 0	2 4 0

令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板 (アーチ であるもの のを除く。 )	一時的に設 けるもの のその他のも のをの )	表示面積 1 平方メート ル 1 月につき 表示面積 1 平方メート ル 1 年につき	220 2, 200	240 2, 400
	標識		1本 1 年につき	1, 400	1, 400
	旗	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの の	1本 1 日につき 1本 1 月につき	22 220	24 240
幕 (令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものの を除く。 )	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの の	その面積 1 平方メート ル 1 日につき	22	24	
	アーチ	車道を横断 するもの の	1基 1 月につき 1基 1 月につき	2, 200 1, 100	2, 400 1, 200

令第7条 第2号に 掲げる工 作物	使用面積1平方メート ル1年につき	1, 800	1, 700
令第7条 第3号に 掲げる施 設	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0. 0 31を乗じ て得た額	Aに0. 0 33を乗じ て得た額
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料	使用面積1平方メート ル1月につき	220	240
令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設	使用面積1平方メート ル1月につき	180	170
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下（当該路面下の 地下を除く。）に 使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0. 0 09を乗じ て得た額	Aに0. 0 14を乗じ て得た額

	設けるもの			
	上空に設けるもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 1 7 を乗じて得た額	A に 0. 0 2 3 を乗じて得た額
	地 下 (階数が 1 の ト ン ネ も の ル の 上 )	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 0 4 を乗じて得た額	A に 0. 0 0 5 を乗じて得た額
	の 地 下 階数が 2 の を 除 も の く。 )	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 0 6 を乗じて得た額	A に 0. 0 0 8 を乗じて得た額
	に 設 け 階数が 3 以 る も の 上 の も の	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 0 7 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 2 5 を乗じて得た額	A に 0. 0 3 3 を乗じて得た額
令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 施 設	建 築 物	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 1 2 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 4 を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 0 9 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 を乗じて得た額
令 第 7 条 第 10 号 に 掲 げ る 施 設 及 び 自 動 車 駐 車 場	建 築 物	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 2 2 を乗じて得た額	A に 0. 0 2 3 を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 0 9 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 を乗じて得た額

令第7条 第11号 に掲げる に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき 使用面積1平方メート ル1年につき 使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 12を乗じて得た額 Aに0.0 22を乗じて得た額 Aに0.0 31を乗じて得た額	Aに0.0 14を乗じて得た額 Aに0.0 23を乗じて得た額 Aに0.0 33を乗じて得た額
令第7条 第12号 に掲げる 器具		使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 25を乗じて得た額	Aに0.0 33を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は 自動車専用道路（ 高架のものに限 る。）の路面下に 設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 12を乗じて得た額	Aに0.0 14を乗じて得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 22を乗じて得た額	Aに0.0 23を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 31を乗じて得た額	Aに0.0 33を乗じて得た額
令第7条 第15号 に掲げる 施設		使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 31を乗じて得た額	—

令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。